

## 島根県過疎地域等政策支援員設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行第29号）に基づき島根県（以下「県」という。）が設置する「島根県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）」の業務等に関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服するためには、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があることから、県が専門人材を確保・活用することにより、複数の市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行うことを目的とする。

### (業務内容)

第3条 政策支援員は、地域住民、事業者、関係機関及び市町村等と連携し、設置目的に応じて別途定めた業務を行う。なお、その業務については、「①過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」を対象地域とし、「②過疎地域を有しない市町村（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が、「③過疎地域を有する市町村」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、「④条件不利地域又は人口急減地域を有しない市町村」の支援業務には従事しないものとする。なお、①～④は、別表に掲げるとおりとする。

### (委 嘴)

第4条 政策支援員は、知事が委嘱し、県ホームページにおいて委嘱者が属する団体を公示する。なお、委嘱方法及び委嘱に当たっての具体的な要件並びに呼称は、政策支援員の設置目的に応じて別途定める。

### (委嘱期間)

第5条 政策支援員の委嘱期間は、1年以内で別途定める。ただし、更新を妨げない。

### (報酬等)

第6条 政策支援員の報酬及び費用弁償については、別途定める。

### (守秘義務)

第7条 政策支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (退 任)

第8条 政策支援員が自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、別途定めにより処理する。

### (解 任)

第9条 知事は、政策支援員が次の各号に該当する場合は、政策支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障等のため、政策支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 政策支援員としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 第1号から第3号のほか、別途定める事項に該当したとき

(県の役割)

第10条 政策支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援等を行う。

- (1) 政策支援員の活動に関する支援
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他、政策支援員の円滑な活動に必要なこと

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表 対象地域

番号	市町村	①過疎地域その他条件不利地域※ <sup>1</sup> 又は人口急減地域※ <sup>2</sup> を有する市町村	②過疎地域を有しない市町村（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）※ <sup>3</sup>	③過疎地域を有する市町村※ <sup>3</sup>	④条件不利地域又は人口急減地域を有しない市町村※ <sup>3</sup>
1	松江市	○	旧八雲村、旧八束町	旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町	旧松江市、旧玉湯町、旧宍道町、旧東出雲町
2	浜田市	○		全域	
3	出雲市	○	旧出雲市（特定農山村地域）、旧平田市、旧大社町	旧佐田町、旧多伎町	旧出雲市（特定農山村地域を除く）、旧湖陵町、旧斐川町
4	益田市	○		全域	
5	大田市	○		全域	
6	安来市	○		全域	
7	江津市	○		全域	
8	雲南市	○		全域	
9	奥出雲町	○		全域	
10	飯南町	○		全域	
11	川本町	○		全域	
12	美郷町	○		全域	
13	邑南町	○		全域	
14	津和野町	○		全域	
15	吉賀町	○		全域	
16	海士町	○		全域	
17	西ノ島町	○		全域	
18	知夫村	○		全域	
19	隠岐の島町	○		全域	

※1 「過疎地域その他条件不利地域」とは、次に掲げる（1）から（4）までのいずれかに該当する市町村とする。

（1）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域を有する市町村（令和8年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特定市町村及び同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含み、令和9年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村及び同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含む。）

- (2) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村
  - (3) 畦島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
  - (4) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ※2 「人口急減地域」とは、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 3 項第 1 号の基準に適合すると認められた地区をその区域の全部又は一部とする市町村（同条第 1 項の認定を受けるための取組を行う市町村を含む。）
- ※3 平成の大合併前の旧市町村単位（平成 16 年 9 月 30 日時点）とする。